平成２６年（フ）第５７号
京都府京丹後市網野町小浜342―51、住民票上の住所京都府京丹後市網野町小浜482番地
債務者　木本　勝広
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第２４号
和歌山県新宮市新宮652番地　ひまわり荘
債務者　下村　桂子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第３８号
広島県安芸高田市甲田町高田原1903番地２
債務者　三井　靖子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第４４号
秋田県大仙市内小友字中沢176番地50
債務者　井上　豊子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第３６０号
岐阜市加納城南通１丁目７番地　グランドパレス加納６Ａ号室
債務者　伊藤　廣彦
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２９号
長崎県佐世保市大宮町23番16号ビバシティ大宮201号
債務者　切間　香織
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
長崎県佐世保市保立町10番９号、前住所長崎県佐世保市大塔町1012番地16　サンシティシャロル103号室
債務者　古賀　和美（旧姓南）
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
長崎県佐世保市木風町６番10号　エステイト木風202、前住所長崎県佐世保市藤原町９番６号　山浦ハイツ201
債務者　井上　　幸（旧姓岩本・岡）
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
長崎県佐世保市上相浦町12番２号　青葉フラッツ402号、前住所福岡県北九州市小倉南区中曽根新町３番35号
債務者　安永　由香
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目1663番地10、前住所長崎県佐世保市原分町203番地
債務者　南　　美恵
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１６９８号
神奈川県大和市代官３丁目２番地３　フジビューマンションⅠ―503号
債務者　高橋　　勇
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６９９号
神奈川県大和市代官３丁目２番地３　フジビューマンションⅠ―503号
債務者　高橋久美子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８７号
愛知県田原市片西３―１　サンビレッジＡ棟205号、住民票上の住所大阪府羽曳野市恵我之荘４丁目２番５号
債務者　岡林　　忠
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１８１３号
横浜市鶴見区下末吉３丁目16番16号　メゾン豊岡105
債務者　月見　裕香（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３５３号
大阪市浪速区敷津西２丁目９番９号
債務者　山本　恭弘
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６４８号
大阪市浪速区日本橋５丁目15番２―1401号
債務者　石山　健志
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部